

## 重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。

- 指定併設型介護予防短期入所生活介護  
(群馬県知事指定 事業者番号 1070403413 )
- 指定併設型短期入所生活介護  
(群馬県知事指定 事業者番号 1070403413 )

※当サービスの利用は、原則として介護保険の要介護認定の結果、「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

### ○ 目次 ○

1 事業者および事業所の概要	9 非常災害対策
2 事業の目的および運営の方針	10 禁止事項
3 職員の職種、員数および職務内容	11 秘密の保持（個人情報の保護）
4 サービスおよび低所得者対策	12 身体拘束等を行う際の手続き
5 利用料および低所得者対策	13 病状が重度化した場合における対応
6 お支払い方法	14 事故発生時の対応
7 協力医療機関	15 要望・苦情の受付について
8 事業所利用に当たっての留意事項	16 第三者評価について

## ショートハウス 小泉の杜

### はじめに

この文書（重要事項説明書）は、当事業所サービスのうち、介護予防短期入所生活介護サービスおよび短期入所生活介護サービスをご利用されるに際し、ご利用されるご本人様およびそのご家族様に対し、センターをご理解いただくとともに、適正なサービスがご利用いただけますよう、当事業所の運営の概要やサービスの内容などを重要事項としてご説明させていただくものです。

### 1. 事業者および事業所の概要

- 事業者の名称 ショートハウス 小泉の杜
- 設置運営主体 社会福祉法人 和会
- 代表者名 理事長 原 和隆
- 施設長名 施設長 井上 恵美子
- 所在地 〒379-2222 群馬県伊勢崎市田部井町3丁目2017-2
- 連絡先 電話 0270-62-2000 FAX0270-62-2001
- 事業の内容 介護予防短期入所生活介護  
短期入所生活介護
- 開設年月日 平成26年5月1日
- 定員等 10名（個室10部屋）
- 事業所の概要

種類	室数	備考
居室（個室）	10	ベッド・トイレ・洗面・ナースコール等
共同生活室（食堂）	1	キッチン完備・テーブル・イス等
機能訓練室	1	訓練機器等
浴室	1	一般浴・機械浴
医務室	1	

- 通常の事業実施地域 伊勢崎市、太田市、みどり市、桐生市、前橋市

### 2. 事業の目的及び運営の方針

当事業所は、地域に根差す、居宅サービス施設として、介護保険法令の趣旨に従って、利用者の能力に応じた日常生活を営むことができるように、また、利用者の方がその居宅での生活を一日でも長く継続できるように、介護予防短期入所生活介護や短期入所生活介護といったサービスを提供して、在宅ケアを一体的に支援することを目的とした施設です。

#### 〔運営の方針〕

- 利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、また、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅サービス計画および個別援助計画に基づいて、日常生活上の世話および機能訓練を行い、利用者がその居宅において一日でも長く生活生活が継続できるよう必要な援助を行い、利用者の心身機能の維持回復を目指します。
- 利用者の意志及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し、身体拘束を行いません。なお、利用者または他の利用者の生命ま

たは身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合は、様態、時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録するものとします。

- 当事業所は、サービス担当者会議等において、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において統合的サービスの提供を受けることができるよう努めます。
- 当事業所は、明るく家庭的な雰囲気重視し、利用者がそれぞれの役割を持って生活を営めるよう、サービスの提供に努めます。また、利用者のプライバシーの確保に配慮した生活環境を設定します。
- 当事業所は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切な提供に努めます。特に認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整備します。
- 当事業所は、サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対して、居宅サービス計画に基づき、各担当職員間の協議の上作成された個別援助計画の内容等、療養上必要な事項について、理解しやすいように説明または指導を行うとともに、当該計画内容を交付し、利用者およびその家族の同意を得てサービスを実施するよう努めます。

また、当事業所は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図ります。

また、介護の進歩に対応し、適切な技術をもってサービスの提供に努めます。

### 3. 職員の職種、員数および職務内容

職種	常勤換算	
1. 施設長（管理者）	1	名
2. 介護職員	41	名
3. 生活相談員	1	名
4. 看護職員	6	名
5. 機能訓練指導員（理学療法士）	1	名
6. 介護支援専門員	1	名
7. 医師（嘱託）	1	名
8. 管理栄養士	2	名

※併設特別養護老人ホームと兼務

### 4. サービス内容

当事業所において提供される主なサービスの内容は次のとおりです。

- サービスの概要
 

当事業所のサービス（介護予防短期入所生活介護、短期入所生活介護）は、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、介護及び機能訓練その他必要な日常生活上のお世話をを行い、利用者の生活の質の向上及び利用者のご家族の身体的・精神的負担の軽減を図るために提供されます。このサービスを利用するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、個別援助計画が作成されますが、その際、ご利用者・ご家族の希望を十分取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。
- 医療・看護サービス
 

当事業所のサービスは、病状が安定期にあり、入院の必要のない程度の要介護者を対象としておりますが、看護職員が常勤しておりますので、主治医の指示もしくはご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。ただし医療機関とは異なり、専門的な検査や高度な治療等は行うことができません。病状変化等により、症状が重篤なものとなれば、協力医療機関等への対診、転院を行う場合がございます。
- 介護サービス

居宅サービス計画および個別援助計画に基づいて提供します。なお、主な介護サービスは以下のとおりです。

- \* 移乗・移動介助：付き添い誘導・車椅子への移乗・移動など、随時対応します
- \* 水分・食事介助：配膳、下膳・摂取量観察など、適宜対応します
- \* 口腔清潔介助：歯磨きや義歯清掃の介助など、適宜対応します
- \* 排泄介助：トイレ誘導、おむつ交換、排泄量の観察など、随時対応します
- \* 入浴介助：洗髪や洗体介助・浴槽への誘導介助など（中止時は、清拭介助にて）対応します
- \* 整容介助：清潔介助（洗顔、整髪、髭剃り）など、随時対応します
- \* 更衣介助：更衣介助（衣類の調節）など、随時対応します
- \* その他：服薬、洗濯、清掃、その他日常生活上のお世話など、随時対応します
  - ・ 食事時間      朝食    7：40 ～
  - 昼食    11：40 ～
  - 夕食    17：40 ～

※ 食事は原則として食堂でおとりいただきます。

○ 入浴サービス

短期入所の場合は、1週に2回程度の頻度で、入浴していただけます。  
 （ただし、利用者様の身体の状態の応じて、清拭となる場合があります。）  
 サービス提供形態として、一般浴介助浴槽と特殊浴槽があります。

○ 送迎サービス

居宅サービス計画に基づいて、提供されます。居宅と施設間の送迎を行うサービスですの  
 で、送迎に係る介助等においては、通常行っておりません。

○ その他

また、これらのサービス内容については、利用者の方の要介護状態の軽減または悪化の防止に繋がるよう、その方の心身の状況等を踏まえて、個別援助計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう適切に提供されています。（上記サービスのなかにはご利用者から基本料金とは別に利用料金をいただくものもございますので具体的にご相談ください。）

5. 利用料および低所得者対策

○ 利用料の額

当センターのサービスを利用された場合の利用額は、介護保険の保険給付の費用として、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上のうち、利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとします。

尚、介護負担額に対して1単位について、10.17円をかけていただきます（7級地）。

\* 介護サービス費（1日あたりの自己負担分）

連続61日以上短期入所生活介護を提供した場合

要介護1	704	単位	670	単位
要介護2	772	単位	740	単位
要介護3	847	単位	815	単位
要介護4	918	単位	886	単位
要介護5	987	単位	955	単位

※2～3割負担の方もいらっしゃいます。

\* 介護予防サービス費（1日あたりの自己負担分）

連続61日以上短期入所生活介護を提供した場合

要支援1	529	単位	503	単位
要支援2	656	単位	623	単位

※2～3割負担の方もいらっしゃいます。

\* 利用時における各加算

- ・ 機能訓練指導体制加算：12単位/日

- ・個別機能訓練加算：56単位/日
- ・看護体制加算Ⅱ：8単位/日
- ・サービス提供体制加算Ⅱ：18単位/日
- ・介護職員処遇改善加算Ⅰ：所定単位数に8.3%をかけた単位数
- ・介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ：所定単位数に2.7%をかけた単位数
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算：所定単位数に1.6%をかけた単位数
- ・長期利用に対して短期入所生活介護提供する場合：-30単位（61日以降は算定しない）
- ・看取り連携体制加算：死亡及び死亡日以前30日以下に限り64単/日
- ・口腔連携強化加算：50単位/回（月に1回を限度）
- ・生産性向上推進体制加算Ⅰ：100単位/月
- ・生産性向上推進体制加算Ⅱ：10単位/月

\*その他の個別加算

- ・若年性認知症利用者受入加算：120単位/日
- ・送迎加算：184単位/片道
- ・療養食加算：8単位/回（1日に3回を限度）
- ・緊急短期入所受入加算：90単位/日（7日間。やむを得ない場合は、14日間）

※2～3割負担の方もいらっしゃいます。

\*食費、居住費

料金の種類	金額
食費	1日 1,445円 (朝食365円、昼食550円、夕食530円)
居住費	ユニット型個室 1日 2,066円

\*その他ご負担いただくもの

- ・規定する通常の送迎の実施地域を越えて行う送迎費用：1km毎に100円
- ・特別な食事提供に要する費用：実費
- ・理美容代費：実費

○ 低所得者対策

当事業所のサービスで、短期入所のご利用者のうち、利用料段階における低所得者の方に対しては、特定入所者介護サービス費（利用料負担上限額）を適用しています。（食費・居住費に関して、市町村が発行する減額認定証を提示することにより、適用となります。）

※介護保険負担限度額認定者

料金の種類	金額
食費	第1段階認定者 1日 300円
	第2段階認定者 1日 600円
	第3段階認定者① 1日 1,000円
	第3段階認定者② 1日 1,300円
居住費	第1段階認定者 1日 820円
	第2段階認定者 1日 820円
	第3段階認定者 1日 1,310円

6. お支払い方法

毎月15日までに前月の利用料等の請求書をお渡ししますので、月末までにお支払い下さい。また、お支払いについては、現金払い・口座引き落とし等にてお支払い下さい。

7. 協力医療機関等

- ① 久保医院 (内科)
- ② 康寧会 (訪問歯科)

## 8. 事業所利用にあたっての留意事項

### ○ 面会

午前8時30分～午後8時00分 面会簿のご記入をお願い致します。

### ○ 食品について

食中毒防止の為、介護の必要な方へ食品を持参された場合は、必要に応じ施設側で管理させていただきます。

### ○ 喫煙

原則禁止です

### ○ 金銭・貴重品の持ち込み

当事業所では、現金を使わなくとも快適に生活できるようになっております。紛失等の原因になりますので、金銭及び貴重品の持ち込みはご遠慮ください。

※ ご利用者が事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に回復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

## 9. 非常災害対策

### ○ 防災設備

消火器具(消火器・屋内消火栓)・スプリンクラー設備・自動火災報知設備・消防機関へ通報する火災報知設備・非常放送設備・避難器具・誘導灯及び誘導標識・防排煙制御設備等

### ○ 防災訓練：年2回実施

### ○ 防火管理者：木村 雅和

## 10. 禁止事項

○ 当事業所では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の方の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

○ 当事業所での、利用継続が困難となる程度の背信行為、反社会的行為を禁止します。

## 11. 秘密の保持(個人情報の保護)

当事業所を利用されるご本人およびそのご家族の情報が外部に漏れるということは絶対にありません。(利用終了後も同様です。)ただし、適切な介護保険サービスを受けられるために必要があるときは、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する機関へ、療養情報等、必要な情報を当施設の担当者より、予め利用者等からの同意を得た上、提供させていただく場合がございます。その他、利用されるご本人およびそのご家族の個人情報の取り扱いについては、その安全管理に十分留意した上、必要な目的を明確にし、その範囲内で、予め同意を得た内容において利用します。別紙「介護・看護診療情報の提供」および「個人情報に関するお知らせ」を参照下さい。

## 12. 身体拘束などを行う際の手続き

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行為を制限する行為を行ってはならないが、利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合に、身体拘束等を行うことに同意いたします。

## 13. 病状の重度化した場合における対応

事業所は、当該利用者の病状の重度化・急変・その他緊急事態が生じた場合は、速やかに利用者の家族・管理者・主治医等に対して報告し、適切な対応をとらなくてはならない。その際、業務上で知り得た利用者及び家族に関する個人情報等について利用者の身体等に危険が

ある場合は、医師等に情報等を提供する事に同意いたします。

#### 14. 事故発生時の対応

当事業所は、万全の体制でサービスの提供にあたりますが、万一事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族、関係市町村等にご連絡するとともに、事故に遭われた方の救済、事故の拡大の防止等の必要な措置を講じます。また、ご利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに損害賠償を行います。」

#### 15. 要望・苦情の受付について

当事業所に対する苦情やご要望は、以下の専用窓口で受け付けます。

○ ホーム内の窓口 担当者 平山 沙彩（生活相談員） 井上 恵美子（施設長）

電話 0270-62-2000

ファックス 0270-62-2001

また、備え付けの用紙にて所定の場所に設置してある「ご意見箱」に投函して申し出ることも出来ます。

#### 16. 第三者評価の有無

なし

○ ホーム外の窓口

群馬県国民健康保険団体連合会	
所在地	群馬県前橋市元総社町335-8
電話番号	027-290-1323
群馬県社会福祉協議会	
所在地	群馬県前橋市新前橋町13-12
電話番号	027-290-1323
高崎市介護保険課	
所在地	群馬県高崎市高松町35-1
電話番号	027-321-1219
前橋市介護高齢課	
所在地	群馬県前橋市大手町2丁目12-1
電話番号	027-898-6152
桐生市健康長寿課	
所在地	群馬県桐生市織姫町1-1
電話番号	0277-46-1111
みどり市介護高齢課	
所在地	群馬県鹿2952
電話番号	0277-76-2111
太田市長寿あんしん課	
所在地	群馬県太田市浜町2-35
電話番号	0276-47-1856
伊勢崎市介護保険課	
所在地	群馬県伊勢崎市今泉町2-410
電話番号	0270-24-5111（代表）

この他、お住まいの各市町村介護高齢課でも受け付けております。

#### 17. 虐待防止に向けた体制

(1) 虐待防止委員会の設置をいたします。責任者：施設長 井上恵美子

(2) 虐待防止委員会は、職員への研修内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談、

及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止の検討、成年後見制度の利用支援等を行います。

(3) 職員は、虐待防止に向けた研修を受講します。

(4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力いたします。また、発生原因と再発防止策について速やかに虐待防止委員会にて協議し、その内容について職員に周知するとともに、市町村関係者等に報告を行い再発防止に努めます。



# ショートハウス 小泉の杜のサービス提供および利用者負担同意書

令和 年 月 日

ショートハウス 小泉の杜  
管理者 井上 恵美子 殿

ショートハウス小泉の杜を利用するにあたり、ショートハウス 小泉の杜利用契約書に基づき  
重要事項に関する説明・利用者負担に関して、説明を受けその内容を十分に理解した上で、同意し、  
この契約書の一通を保持いたします。

氏名 \_\_\_\_\_

説明者氏名 \_\_\_\_\_